

第百二十二号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、同項第五号中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則に次の一条を加える。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置）

第三条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、令和十四年三月三十一日までの間、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。）」とする。

附 則

第百二十二号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を
改正する条例

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)の施行に伴い、規定を整備する必要がある。